

## 障害福祉課 窓口業務の郵送対応について

郵便局の配達状況によって、支給決定等に遅れが生じる恐れがありますので、あらかじめご了承ください。

番号	項目	郵送対応	申請書のダウンロード	備考
1	自立支援医療（精神通院医療）の新規申請・更新申請	○	○	保険証変更・医療機関変更・住所変更などは必要書類が異なるため、電話・メールでお問い合わせください。
2	精神障害者保健福祉手帳の新規申請・更新申請	○	○	住所変更・氏名変更は必要書類が異なるため、電話・メールでお問い合わせください。
3	身体障害者手帳の新規申請・更新申請	○	○	住所変更・氏名変更・保護者名変更は必要書類が異なるため、電話・メールでお問い合わせください。
4	療育手帳の新規申請・更新申請	○	○	住所変更・氏名変更・保護者名変更は必要書類が異なるため、電話・メールでお問い合わせください。 なお、18歳以上の方は必要書類が異なりますので、電話でお問い合わせください。
5	自立支援医療（更生医療、育成医療）	○	○	保険証変更・医療機関変更・住所変更などは必要書類が異なるため、電話・メールでお問い合わせください。
6	日常生活用具の申請（ストマ・紙おむつ）	○	○	見積書も同封してください。毎月15日を締切としますが、郵送での到着遅れについては柔軟に対応します。
7	日常生活用具の申請（ストマ除く）	○	○	支給対象であるか確認する必要がありますので、電話・メールでお問い合わせください。
8	通所費（申請・請求）	○		請求に関する書類はダウンロードできません。書き損じなどは電話・メールでお問い合わせください。
9	補装具費の申請	○	○	新規申請は電話で調査を行う場合があります。修理申請は見積書を同封してください。補聴器は面談が必要ですのでお問い合わせください。
10	高額障害福祉サービス費等の償還	○	○	申請書と領収書を市に送付してください。
11	在宅重症心身障害児（者）訪問看護助成費の請求	○	○	申請書と領収書を市に送付してください。
12	特別障害者手当・障害児福祉手当	○	○	市役所に書類が届いた日の翌月からの支給になります。
13	障害者扶養共済制度	○	×	申請する前にお問い合わせください。
14	事業所の開設・変更届に関すること	○	×	申請する前にお問い合わせください。
15	重度障害者用タクシー助成・リフト付き寝台タクシー 助成	○	○	市役所に書類が届いた日の翌月分からの支給になります。
16	障がい者運転免許取得費助成、自動車改造費助成	○	×	申請する前にお問い合わせください。
17	障害児通所支援 サービス更新（ピンクの受給者証）	○	○	電話で聞き取り調査を行う場合があります。
18	障害福祉サービス サービス更新（黄色の受給者証）	○	○	18歳以上の場合は平成30年中の収入が分かる書類を同封してください（障害年金受給者は関連書類の提出すること）。
19	地域生活支援事業 サービス更新 （日中一時支援・移動支援含む）（紫の受給者証）	○	○	電話で聞き取り調査を行う場合があります。 平成30年中の収入が分かる書類を同封してください（障害年金受給者は関連書類の提出すること）。
20	障がい者住宅改造費助成・住宅改修費助成	○	×	申請する前にお問い合わせください。
21	有料道路割引登録		×	市役所から申請書類を郵送しますので、電話でお問い合わせください。 割引登録には障害者手帳の原本が必要になるため、郵送での方法はお問い合わせ時にお伝えします。

## 障害福祉課 窓口業務の郵送対応について

郵便局の配達状況によって、支給決定等に遅れが生じる恐れがありますので、あらかじめご了承ください。

番号	項目	郵送対応	申請書のダウンロード	備考
22	NHK放送受信料減免申請	○	×	障がいの種類等で申請内容が異なるため、まずは電話でお問い合わせください。 問い合わせ時に課税情報等を確認することがあります。 対象者には申請書類を郵送します。 障害者手帳の写しの添付が必要です。
23	精神障害者保健福祉手帳の交付		×	簡易書留で送付します（手渡し希望者は個別に相談）。 新しく手帳が交付される方には、福祉ガイドブックを同封します。更新の方で手帳に期限を記入する方は、個別に相談します。 破損・紛失の場合は手帳のみ送付します。 1級で交付される方は、重度障害者医療（医療助成・年金課：740-1108）での手続きが必要です。
24	身体障害者手帳の交付	○	×	簡易書留で送付します。 新しく手帳が交付される方には、福祉ガイドブックを同封します。 破損・紛失の場合は手帳のみ送付します。 1級・2級で交付される方は、重度障害者医療（医療助成・年金課：740-1108）での手続きが必要です。
25	療育手帳の交付	○	×	簡易書留で送付します。 新しく手帳が交付される方には、福祉ガイドブックを同封します。 破損・紛失の場合は手帳のみ送付します。 A判定で交付される方は、重度障害者医療（医療助成・年金課：740-1108）での手続きが必要です。